

不動産公売のお知らせ

町では、滞納処分（差押）した不動産（1件）を、下記の要領で売却します。
見積価格以上の入札のうち、最高価申込者が落札者（買受人）となります。
公売保証金を納付すれば、誰でも参加できます。

入札期間 6月21日(火)～30日(木)

入札受付 税務課収納担当 ☎62-1461

受付方法 ・郵送：入札期間内必着
*郵便事故などによる未着は、入札者の責とします。
・持参：平日の開庁時間内（午前8時30分～午後5時15分）

公売要領 入札書、委任状の用紙を税務課窓口で配付します。
*要領および書式は、町ホームページからダウンロードできます。

納付期限 ・公売保証金：入札期間内の入札日まで
現金持参または銀行振込
(振込手数料入札者負担、振込期限入札日前日)
*買受人以外の入札者へは、7月1日(金)に税務課窓口で返還いたします。
(印鑑をご持参下さい。)
・買受代金：7月7日(水) 午後3時まで

登録免許税 買受人は、所有権移転登記に、評価額の20/1000に相当する額の、登録免許税が必要となります。
*登記の申請（嘱託）は、町が行います。

公売物件

| 売却区分番号 | 物件の表示 | 地積等 | 見積価格 | 公売保証金 |
|-----------|---|--------------------------|------------|----------|
| 1 (23) | 皆野町大字皆野字石神井2345番5 の土地（宅地）および同所ほか 家屋番号2345番5 | 土地 125.00㎡ 建物 248.45㎡ | 3,759,000円 | 376,000円 |



売却区分番号1(23)は、公売に係る建物の一部が、公売に係る土地以外の土地に所在しております。

また、当該建物に係る動産は、公売の対象としておりませんので、売却決定後に滞納者が撤去します。この場合、不要動産が建物内部に残置される可能性がありますので、買受人は、その処分が必要となります。*土地の境界は、確定しておりません。